

## 一支国博物館情報コンテンツ制作業務仕様書

### 1 業務名

一支国博物館情報コンテンツ制作業務

### 2 概要

壱岐島の魅力と一支国博物館の豊富な情報をミックスさせた情報コンテンツ（クッションページ）を制作し、近隣地域対象者（福岡・長崎・熊本・佐賀・大分・山口）に対して SNS（YouTube、Instagram、Facebook 等）を通じて情報発信を行い、一支国博物館入館者の増に繋げる。

### 3 目的

ウィズコロナ運営体制の中で、国内外の方々に壱岐島の魅力と一支国博物館の情報を発信することで、早期に来館者年間 10 万人以上の集客達成を目標に掲げ、壱岐島に多くの来島者を迎えて様々な交流を生み出すため、WEB を駆使した情報発信を強化する事業を推進する。

### 4 履行期間

契約締結日から令和 6 年 2 月 29 日まで

### 5 業務内容

#### (1) SNS による情報発信

ア YouTube 及び Instagram にてターゲット（男女/年代/興味/地域）を絞り込んだ上でクッションページのリンクを添付した WEB 広告を掲出し、クッションページへ誘導すること。

イ インフルエンサーを起用し、インフルエンサー自身の SNS にて、クッションページのリンク等の投稿を依頼し、クッションページへの誘導を行うこと。

#### (2) クッションページの制作、運用

ア WEB 広告と誘導したいホームページ（一支国博物館、壱岐市観光連盟、DISCOVERNAG ASAKI 等のホームページ）との間に設置するページの制作、運用。

イ 誘導したいホームページへ直接誘導するのではなく、WEB ユーザーが求めている必要な情報（壱岐の歴史、観光またはインバウンド促進に寄与する情報等）をクッションページ内に組み込み、WEB ユーザーが閲覧することで誘導したいホームページへ誘導すること。

ウ ログ解析や考察、PDCA サイクルに基づくクッションページの修正。

クッションページへの滞在時間やリーチ数等を分析し、WEB ユーザーがより興味関心を惹かれる内容に修正すること。

(3) ログ解析及び考察、アクションプランの提案等、効果検証に関する報告書作成

(4) 業務計画書の提出

業務の実施にあたっては、工程、実施体制、配置技術者（インフルエンサー含む）を明記した実施計画書を提出し、発注者の承諾を得る。

(5) 業務の完了

本業務の完了は、所定の業務を行い、その成果品を提出して検査を受け、合格したときとする。

## 6 業務条件

クッションページからホームページ（一支国博物館、壱岐市観光連盟、DISCOVER NAGASAKI 等のホームページ）へのリンク回数が合計 8, 0 0 0 回を超えること。

## 7 実施にあたっての条件

(1) Google 及び Yahoo の認定代理店を取得している企業

(2) 過去 5 年以内に観光施設及び観光地の web 広告の運用実績を有していること

(3) WEB 広告の運用に対する効果検証（ログ解析や考察、効果的な PDCA サイクルの提案）が可能な企業

(4) インフルエンサーについては本業務と親和性の高い者を起用すること

(5) 一支国博物館の集客に寄与できる内容とし、博物館の指定管理者と協働した運用を可能とすること。

## 8 成果品の納入

(1) 業務報告書 2 部

ログ解析及び考察、アクションプランの提案等、効果検証に関する報告を含む。

## 9 権利関係

(1) 本業務に基づき作成される成果品等の取り扱い

ア 本業務に基づき作成される成果品等の所有権は、全て委託者に帰属する。

イ 受託者は、著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 1 条から第 2 8 条までに規

定する権利（著作権）を委託者に無償で譲渡するものとする。なお、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条に規定する権利（著作者人格権）を行使することができないものとする。

- ウ 受託者は本業務完了後といえども成果品等に契約の内容に適合しない箇所が発見された場合は、委託者の指示に基づいて速やかにその訂正をしなければならない。これに要する経費は全て受注者の負担とする。

## (2) 著作権・知的財産権の使用

- ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- イ アにかかわらず、委託者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

## 10 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書並びに関係する法令、省令、規則、細則、通知、通達及び条例等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、経験と専門技術を有する担当者を用いるものとし、各業務の受注者と連携を密に取りながら誠実に業務を履行すること。
- (3) 本業務に関する協議等のため受注者が要する費用は、すべて受注者負担とする。
- (4) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (5) 受注者は、この事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守するとともに、事業対象者に対しても十分な説明を行うこと。また、本業務によって得た資料は、発注者の承諾を得た場合のみ使用することができるものとする。
- (6) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに発注者に報告すること。
- (7) 受注者は、この業務に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。
- (8) 受注者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (9) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項および疑義が生じた場合は発注者と協議のうえ決定する。

- (10) この委託契約に係る委託内容は、発注者と受注者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (11) この委託契約に係る業務の遂行にあたり、発生した事故等については受注者負担とする。
- (12) 成果物を発注者へ提出した後において、成果物の瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において適切に対処することとする。
- (13) 受注者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、発注者の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (14) 業務完了後は速やかに成果品を提出して検査を受けること。
- (15) この仕様書に疑義を生じた場合、あるいは定めのない事項については必要に応じて委託者と受託者の協議のうえ、定めることとする。